



市政への相談事は
佐藤ふみおへ

電話 029(831)5397
029(834)7366

発行/2022年10月

かすみがうら新聞

日本共産党かすみがうら市委員会

かすみがうら市稲吉東4-5-18 TEL 029(834)7366 Fax 029(834)7367



日刊紙 月 3497円
日曜版 月 930円

議員 佐藤 藤 一
議員 宮嶋 謙 新 市長

東海第2原発再稼働に反対を表明

佐藤議員の一般質問で明言

佐藤議員は、かすみがうら市議会第3回定例会8月31日の一般質問で「東海第2原子力発電所の再稼働について新市長の見解を求めました。を表明しました。」

佐藤議員は「東海第2原発は、30キロ圏内に94万人、150キロ圏内首都圏では4千万人が生活している」とのべ、再稼働について新市長の見解を求めました。茨城県沖では、マグニチュード6・7から7・2の地震が繰り返し発生しており、再び東日本大震災レベルの地震が発生しないとも限りません。そのような状況の中、実効性のある広域避難計画などの防災体制が不備な状況では、重大な事故が発生した際の地域住民の安全な一斉避難は困難だと考えます。

2つは、同原発運転開始当時に設定された運転期間40年は既に終わっているということ。同原発は、東電福島第一原発事故の教訓等を踏まえ、原子力規制委員会が設定した従来の基準が



再稼働に向けて防潮堤の建設が進む東海第2原発

大幅に強化された新規制基準に適合し、平成30年11月28日以降、運転期間20年までの延長が認められましたが、放射線による設備機器の劣化の影響は検査できない箇所にも及んでいるものと想定されるところに、今後加速度的に劣化が進むおそれもあります。また、地震や竜巻などの発生の際に重大事故を起こさないとも限りません」と述べ、再稼働に反対を表明しました。

原発推進の世論を誘導している。しかし、ウクライナ危機は原発が攻撃対象とされるという新たな危険性を浮き彫りにした」と指摘し、首相の原発再稼働表明について見解を求めました。

宮嶋市長は「私は脱原発を早期に実現するべきだと考えております。その基本的な理由は、1つは万が一の核事故が発生した場合に制御不能となり、その被害が甚大になるという危険性が高いということ。もう1つは、放射能廃棄物は、人体に安全なレベルに放射能レベルが落ちるのには10万年かかるという

うことですが、果たして10万年もつ容器があるのか甚だ疑問です。後世に責任を押しつけることになりません。もう一つは、原発は国際紛争の際のターゲットになり得るということです。

かすみがうら市 第3回定例会

宮嶋新市長 市民生活支援対策で 上下水道基本料金を3カ月減免

宮嶋市長は、かすみがうら市議会第3回定例会最終日の9月21日、原油価格等の高騰が家計を圧迫しているとして、市民の生活支援策として3カ月の生活支援料金を(基本料金のみ)を免除する補正予算を提出し、議会は全会一致で承認しました。



議会傍聴記

佐藤議員は冒頭東海第2原発再稼働について新市長の見解を質した。宮嶋新市長の答弁は簡明瞭であった。私は再稼働には反対である。(1) 水戸地裁が出した判決を支持するすなわち30キロ圏内に90万人が暮らす密集地で事故が起これば避難は困難である。(2) 原発が稼働して40年すでに期限切れ今後再稼働すれば深刻なトラブルが起る可能性が加速度的高まる。と、宮嶋新市長は自分の言葉で明快に答えた▼それを聞いて体中がしびれた。坪井前市長ならば県の意向を見守りたい、だったろう。「ああーこれで市政の流れが住民本位に変わるかもしれない!!この市長を選んだで本当に良かった」と▼今後、個々の施策、方針の具体化には一致も違いも当然表面化するだろうと思う。喫緊の課題では「複合交流拠点施設計画」がある。市長の公約では日立の跡地の利用は見直したが、そして日立跡地をどうするかは簡単ではないだろう。(H・K)

議員 藤 佐
質 一

小中義務教育学校の学校給食無償化と 教材費の保護者負担の解消を！

かすみがうら市議会第3回定例会の一般質問で佐藤議員は8月31日、「小中義務教育学校の学校給食無償化と教材費の保護者負担の解消」を市当局に求めました。

宮嶋市長は「子育て世帯の家計負担の軽減に取り組みことは子育て支援策として有効なものだと認識して、今後もしっかりと研究を続けながら取り組んでいきたい」と応じました。

佐藤議員は「義務教育の無償を規定した憲法第26条に照らし、重要な教育の一環である給食も無償化すべきだと考え、何となく学校給食無料化を求めてきた」と述べ、「無料化に必要な額は1億6500万円で、一般会計予算の0.8%あれば可能だ」として答弁を求めました。

佐藤議員は「県内の6自治体（神栖市、潮来市、北茨城市、城里町、大子町、河内町）が無償化している。ほかにも2子、3子目を無償にするという自治体もある。当時の1人当たりの給食費は年間、小学校が4万5千円、中学校は5万6千円だ。子どもが2人となれば2倍になる。『子育てが重要だ』と昨日、宮嶋新市長が所信表明演説で、イの一番に子育て、教育の支援を挙げ



た。公会計というのは給食無償化の1つのステップになる」と述べ、12年間の間に約1割の人口減が逆に定住促進として子育て支援の充実と人口流出を防ぎ、転入を増やす、こういうことが可能になった兵庫県相生市の例を挙げました。

た。公会計というのは給食無償化の1つのステップになる」と述べ、12年間の間に約1割の人口減が逆に定住促進として子育て支援の充実と人口流出を防ぎ、転入を増やす、こういうことが可能になった兵庫県相生市の例を挙げました。

憲法や法律に示された考え方^{のつと}に公費で負担されなくてはならない。小中義務教育学校の教材費の保護者負担について佐藤議員は「令和2年度の調査によりまずと、教材費の保護者負担は小学校で約2千2百万円、中学校では2千6百万円、合計すると4千8百万円だ」と指摘し「同じく義務教育の無償化を規定した憲法26条に照らして、教材費の保護者負担は解消すべきだ」と主張しました。

た。公会計というのは給食無償化の1つのステップになる」と述べ、12年間の間に約1割の人口減が逆に定住促進として子育て支援の充実と人口流出を防ぎ、転入を増やす、こういうことが可能になった兵庫県相生市の例を挙げました。

憲法や法律に示された考え方^{のつと}に公費で負担されなくてはならない。小中義務教育学校の教材費の保護者負担について佐藤議員は「令和2年度の調査によりまずと、教材費の保護者負担は小学校で約2千2百万円、中学校では2千6百万円、合計すると4千8百万円だ」と指摘し「同じく義務教育の無償化を規定した憲法26条に照らして、教材費の保護者負担は解消すべきだ」と主張しました。

令和3年度決算審査

佐藤議員

一般会計歳入歳出認定に反対

佐藤議員は令和3年度一般会計歳入歳出認定について反対しました。反対理由は次の通りです。

◇ 反対の理由の第1に、令和3年度支出した複合交流拠点施設基本設計3,927万円の執行に問題がある。当初予算では同施設の面積は1556.48㎡で建設費は約9億円となっていたが、面積を2270㎡に建設費は約13億円に跳ね上がった。住民の意向と異なり、

建設場所の位置や土地面積及び建物等について2千名からの市民の声を無視し、住民監査請求に継続契約締結差止請求訴訟が提起され、ようやく「住民説明会」を昨年12月に実施。参加した市民の多くは反対意見や見直しを求める声でした。坪井前市長の公約と言いつつ、正面から市民の意見を聞き取らない態度は市政運営に汚点を残した。宮嶋新市長の誕生で「見直し」する方向が出たが、

建設場所の位置や土地面積及び建物等について2千名からの市民の声を無視し、住民監査請求に継続契約締結差止請求訴訟が提起され、ようやく「住民説明会」を昨年12月に実施。参加した市民の多くは反対意見や見直しを求める声でした。坪井前市長の公約と言いつつ、正面から市民の意見を聞き取らない態度は市政運営に汚点を残した。宮嶋新市長の誕生で「見直し」する方向が出たが、

建設場所の位置や土地面積及び建物等について2千名からの市民の声を無視し、住民監査請求に継続契約締結差止請求訴訟が提起され、ようやく「住民説明会」を昨年12月に実施。参加した市民の多くは反対意見や見直しを求める声でした。坪井前市長の公約と言いつつ、正面から市民の意見を聞き取らない態度は市政運営に汚点を残した。宮嶋新市長の誕生で「見直し」する方向が出たが、

建設場所の位置や土地面積及び建物等について2千名からの市民の声を無視し、住民監査請求に継続契約締結差止請求訴訟が提起され、ようやく「住民説明会」を昨年12月に実施。参加した市民の多くは反対意見や見直しを求める声でした。坪井前市長の公約と言いつつ、正面から市民の意見を聞き取らない態度は市政運営に汚点を残した。宮嶋新市長の誕生で「見直し」する方向が出たが、

建設場所の位置や土地面積及び建物等について2千名からの市民の声を無視し、住民監査請求に継続契約締結差止請求訴訟が提起され、ようやく「住民説明会」を昨年12月に実施。参加した市民の多くは反対意見や見直しを求める声でした。坪井前市長の公約と言いつつ、正面から市民の意見を聞き取らない態度は市政運営に汚点を残した。宮嶋新市長の誕生で「見直し」する方向が出たが、

建設場所の位置や土地面積及び建物等について2千名からの市民の声を無視し、住民監査請求に継続契約締結差止請求訴訟が提起され、ようやく「住民説明会」を昨年12月に実施。参加した市民の多くは反対意見や見直しを求める声でした。坪井前市長の公約と言いつつ、正面から市民の意見を聞き取らない態度は市政運営に汚点を残した。宮嶋新市長の誕生で「見直し」する方向が出たが、

建設場所の位置や土地面積及び建物等について2千名からの市民の声を無視し、住民監査請求に継続契約締結差止請求訴訟が提起され、ようやく「住民説明会」を昨年12月に実施。参加した市民の多くは反対意見や見直しを求める声でした。坪井前市長の公約と言いつつ、正面から市民の意見を聞き取らない態度は市政運営に汚点を残した。宮嶋新市長の誕生で「見直し」する方向が出たが、

給食費の公会計化は、無償化の第一歩

佐藤議員は「昨年度から給食費は公会計になっ

かすみがうら市 第2回定例会

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算

(第3号) に修正案

佐藤議員 1億3900万円の削除を!

かすみがうら市議会第2回定例会の最終日6月22日、佐藤議員外2名(矢口議員と設楽議員)は令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)に修正動議を提出。向原土地区画整理組合事業結了解決金1億3千9百万円の削除を求めました。佐藤議員は討論で「和解案を成立させれば、坪井市長ばかりでなく、議案に同意した議員に対し損害賠償請求を考えると表明しました。」

裁判所の和解案は無関係な市民に負担を強いるもの

佐藤議員は修正動議の「はない」と主張。「既に説明で「平成26年3月末 6万円の事業に6億755万をもって損失補償は終了した。賦課金等で組合自らが解決することが原則であり、支援するべきで



向原土地区画整理組合事業は平成4年12月、組合が設立され、組合員数67人で地積は10・6%で始まりましたが、仮換地案が出た段階で、地権者から大量の『組合脱退届け』が出され事業が頓挫。平成15年、縮小変更され組合員17人(実質14人)地積6%で事業が再開されました。縮小された事業は、都市計画決定もされず都市計画道路の一本もなく、袋小路の形状で、公共性が担保されない一民間の宅地開発事業と同じであり、方式が「組合」というだけです。

えて、下水道事業で1億2千3百万円も市が負担していることが判明した。従って、総額は8億1580万円となり、1軒当たり1億396万円もの税金を投入したことになる。当市が新たに和解金と称して組合に1億3千9百万円を投入するとなれば、総額は9億5480万円になる。最大の問題は、現段階でも販売可能な仮換地が2万640㎡あり、固定資産税評価額は㎡当たり2万2700円で4億6852万8千円の資産(価値)を組合が保有していることになる」と指摘。「この和解案を採択することになれば、『議事は、単なる地主・地権者の共同宅地開発事業に、なぜ、税金投入を認める

のか』との批判が市民からあがってくることは必至だ。これ以上の税金投入は許されない」と提案理由を述べました。

「損失補償」の約束は、「債務保証」とは違う

佐藤議員は反対討論で「第1に、損失補償の約束は、債務保証とは違う。東は、債務保証とは違う。債務保証と同じ効果を持たせることは、『法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律』第3条違反になる。

第2に、損失補償契約の相手方(金融機関)が、特定の融資(区画整理組合に対する平成15年5月30日付の貸付金)について、損失、を被った場合に、その補償をする約束が損失補償契約だ。

債務保証と損失補償の違いは、債務保証責任は、主債務者による『債務不履行』があるだけで発生するのに対し、損失補償責任は、金融機関の損失、の発生すなわち、債務者(保証人を含む)からの『回収が不能』の状態になることによって、はじめて発生する。しかし、裁判所の和解案は、

主債務者(区画整理組合)および連帯保証人からの回収が不能かどうかを検討せずに提示されている。組合については、現在ある預金6697万円だけを前提とし、そこから今後の経費を差し引いた額を和解の原資としているが、本来は組合員からの賦課金の徴収も前提として、金融機関に対する

支払い能力を判定するべきである。組合は4億6852万余円の資産を保有

また、連帯保証人の責任は、市の損失補償責任に先行するので、保証人全員の支払い能力があわせて900万円程度にとどまるなどということはありません。

和解案は、市に対して責任を負わせるもので、拒否するべきだ」と強調しました。

市職員違法採用公金支出差止請求住民訴訟

水戸地裁 不当判決! 東京高裁に控訴

2018(平成30)年4月に採用された、かすみがうら市職員に地方公務員法第35条(職務専念義務)及び38条(副業禁止)に違反する者がいるとして坪井市長に対して①当該市職員に対してこれまでの給与全額の返還②今後の給与支出の差止を 8月2日、東京高裁に控訴しました。

却下の理由に裁判長が「特段の事情のない限り、当該住民が相当の注意力をもちて調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべき」を挙げたことについて佐藤議員は「市職員(K)は当市の公共事業を受注し請負工事を行っている保コーポレーションの子息であることは市側は分かっていた



水戸地方裁判所=水戸市

また、被告(市側)の落ち度を免罪し、原告側に責任を転嫁する不当な判断をしており、到底認めることにはできません」と控訴の理由としました。

かすみがうら市土地購入 契約差し止め請求住民訴訟

水戸地裁 住民側請求を棄却!

かすみがうら市がJR神立駅近くで計画している複合交流拠点施設について、日立製作所が持つ旧筑波ハウス跡地の購入は不適当として、同市議や市民が市長に対し土地購入契約の差し止めを求めた住民訴訟の判決が9月9日、水戸地裁であり、阿部雅彦裁判長は市の土地

午後3時から開かれた裁判結果報告会には、原告団ほか30人が集いました。代理人弁護士の大川隆司先生は「私の力不足で申し訳ない」と述べた上で「市側は既に土地を購入しているので差し止めはできない。今後、前市長に損害賠償請求に切り替えるにしても損害額の認定が必要。土地鑑定評



判決結果報告会=9月9日勤労青少年ホーム

取得を著しく不合理といえない」として請求を棄却しました。代表請求人だった佐藤議員は「著しく不合理とは言えないを連発し、市長の裁量権を大幅に認める不当な判決だ。裁判長にはむだ遣いという認識が欠如している」と批判しました。

取得を著しく不合理といえない」として請求を棄却しました。代表請求人だった佐藤議員は「著しく不合理とは言えないを連発し、市長の裁量権を大幅に認める不当な判決だ。裁判長にはむだ遣いという認識が欠如している」と批判しました。

価をあらためて原告側が実施しなければならぬ。時間と費用がかかる」として控訴について参加者からの意見を求めました。様々な意見が出されましたが、結果的に「控訴を断念」することで合意しました。

司法の責任を放棄した9・9水戸地裁判決

9月13日、大川隆司弁護士より次のようなコメントが寄せられました。

1 「原告らの請求を棄却する」という阿部雅彦裁判長の言葉に、私は耳を疑った。地方自治体が行う公金支出や契約が「ムダ」かどうか争われる住民訴訟は沢山あるが、かすみがうら市が建てよ

象地域の中にその規模の土地(もと区役所および出張所跡地)を既に所有しているのだから、この土地を使えば購入費はゼロで済む。

地方財政法4条1項に、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するため必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」という規定がある。「最小の限度」がゼロであれば、敷地確保のためにカネを払うことは、地方財政法違反である。法律の解釈・適用を任務とする司法機関が指摘すべきはそのことであつた。

2 ところが裁判所は、住民の「交流拠点」として設置しようとする施設については、「基本構想」(令和2年3月)の中で、(令和2年3月)の中で、建物の床面積が延べ1520㎡、防災広場が300㎡という概要が明らかにされている。

すなわち「基本構想」を実現するのに必要な土地の面積は、どう考えても5千㎡を超えない(だからこそ、市が日立に対して最初に求めたのは、日立所有地のうち5千㎡だけだった)。市は、対

象地域の中にその規模の土地(もと区役所および出張所跡地)を既に所有しているのだから、この土地を使えば購入費はゼロで済む。

地方財政法4条1項に、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するため必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」という規定がある。「最小の限度」がゼロであれば、敷地確保のためにカネを払うことは、地方財政法違反である。法律の解釈・適用を任務とする司法機関が指摘すべきはそのことであつた。

ところが裁判所は、住民の「交流拠点」として設置しようとする施設については、「基本構想」(令和2年3月)の中で、(令和2年3月)の中で、建物の床面積が延べ1520㎡、防災広場が300㎡という概要が明らかにされている。

(平成18年11月2日第一小法廷判決)を引用しているが、それがそもそも間違っている。この判例は、鉄道(小田急)と道路を「立体交差」させる手法として、鉄道を地下に潜らせる方法と、高いところを走らせる方法のいずれを選択するかという問題は、「諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠」だから「行政庁の広範な裁量に委ねられている」と判示したもので、あくまでも同じ目的(立体交差)を追求するために、複数の選択肢(地下化と高架化)がある場合における、選択のありかたについて判断したものにすぎない。

3 前記①と②の間では、そもそも土地を確保する「目的」が違っている。②交流施設のほかに広い都市公園を作るか、という政策選択の問題と捉え、その選択は行政に任されている、とした。2万9千㎡の土地は、①を選択する場合には不要でも、②を選択する場合にはムダにはならない、というわけである。その「論拠」として裁判所は、最高裁の判例

約が合理化されるのであれば、自治体の「買い物」でムダと評価されるものは無くなってしまう。4 目に余るところはほかにある。稲吉ふれあい公園の脇に設置が予定されている調整池を、日常的には公園として利用できる(だから交流施設を建てても公園が実質的に減るわけではない)、という原告側の主張をしりぞけるために、裁判所が組み立てた「理屈」もお粗末なものである。「調整池に流入する幹線について、水路拡大の必要性」があることを設計業者が指摘している、という事実が「調整池は水浸しで公園には使えない」という判断の根拠にされているが、その前提となる事実認定がどういうものかといえ、現計画で「幅100m、深さ800m」と設計されている幹線水路の断面サイズは「幅110m、深さ110m」に変更する必要があると指摘されている、というものである。ところが原資料(乙号証)で使われている単位は「m」ではなく「mm」であり、裁判官のあきらか

かな誤読である。また、現計画で「幅100m」とあるのは「100mm」の間違いである。要するに単位を正しくmm(ミリメートル)に引き直したうえでよく読めば、必要な設計変更は水路を30cm深くする、という程度のことにはすぎない。「調整池を公園として使えない」としてかすみがうら市の判断が著しく不合理とはいえない」とした裁判所の判断の根拠は、このようなお粗末な(それこそ「著しく不合理な」)事実認定であつた。

5 控訴断念の理由(略)。訴訟が不当判決で終わるのはまことに残念だが、この訴訟と、それに先立つ住民監査請求を支えたかすみがうら市民の運動が、市政の転換を目指す宮嶋謙新市長を誕生させた運動の一翼を担った事実、消すことができないであろう。このことを、あらためて確認したいと思う。

約が合理化されるのであれば、自治体の「買い物」でムダと評価されるものは無くなってしまう。4 目に余るところはほかにある。稲吉ふれあい公園の脇に設置が予定されている調整池を、日常的には公園として利用できる(だから交流施設を建てても公園が実質的に減るわけではない)、という原告側の主張をしりぞけるために、裁判所が組み立てた「理屈」もお粗末なものである。「調整池に流入する幹線について、水路拡大の必要性」があることを設計業者が指摘している、という事実が「調整池は水浸しで公園には使えない」という判断の根拠にされているが、その前提となる事実認定がどういうものかといえ、現計画で「幅100m、深さ800m」と設計されている幹線水路の断面サイズは「幅110m、深さ110m」に変更する必要があると指摘されている、というものである。ところが原資料(乙号証)で使われている単位は「m」ではなく「mm」であり、裁判官のあき

かな誤読である。また、現計画で「幅100m」とあるのは「100mm」の間違いである。要するに単位を正しくmm(ミリメートル)に引き直したうえでよく読めば、必要な設計変更は水路を30cm深くする、という程度のことにはすぎない。「調整池を公園として使えない」としてかすみがうら市の判断が著しく不合理とはいえない」とした裁判所の判断の根拠は、このようなお粗末な(それこそ「著しく不合理な」)事実認定であつた。

かな誤読である。また、現計画で「幅100m」とあるのは「100mm」の間違いである。要するに単位を正しくmm(ミリメートル)に引き直したうえでよく読めば、必要な設計変更は水路を30cm深くする、という程度のことにはすぎない。「調整池を公園として使えない」としてかすみがうら市の判断が著しく不合理とはいえない」とした裁判所の判断の根拠は、このようなお粗末な(それこそ「著しく不合理な」)事実認定であつた。